

仕 様 書

1 件名

令和8年度東京都と山形県との連携による観光プロモーション業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）は山形県と連携し、女性の視点を生かした観光振興の推進に向け、「東京都と山形県との連携による観光客誘致推進協議会」を設置し、有識者の意見を踏まえた取組を実施してきた。

今後は更なる観光振興の推進に向け、山形県内に数多く存在する食、自然、歴史及び文化など、誇るべき観光資源を効果的に発信することにより、国内外から東京を訪れる多様な旅行者の山形県への送客促進や、両地域への旅行者誘致の促進や地域経済の活性化を促進するため、共同プロモーションを実施する。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場・ターゲット

外国人旅行者誘致・送客促進を図る業務における対象市場としては、欧米豪市場を対象とし、ターゲットは個人旅行とする。ただし、事業全体において、日本国内の旅行者も対象とする。

6 全体運営

（1）全般について

受託者は、「2 目的」達成のため、「5 対象市場・ターゲット」に効果的に訴求できるよう、次の事業を円滑に運営実施すること。

ア 国内女性誌の記事広告出稿

イ ウェブサイト「わたしのためのほっこり旅。」（日本語 <https://www.yamagata-tokyo.org/>・英語 <https://www.yamagata-tokyo.org/en/>）（以下「公式サイト」という。）

運営管理及び情報発信の実施

ウ オンライン広告の実施

エ インフルエンサーを活用した SNS による情報発信

オ 東京スカイツリータウン®における PR イベントの実施

カ 旅行会社の招聘によるファムトリップの実施

（2）実施体制及び留意事項

ア 都及び山形県への旅行者動向・分析に基づいて、事業を遂行すること。

イ 本事業の遂行に当たり十分な実施体制を構築するとともに、パートナー会社を含めた

体制管理を徹底し、契約期間開始後速やかに作業フロー及び体制図、また緊急時の連絡体制図を財団に提出し、財団の承認を得ること。

- ウ 受託者は各事業の詳細なスケジュールを作成し、常に財団と進捗共有等を行い、遅滞なく実施すること。月 1 回程度の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- エ 各業務の詳細について、事前に財団に確認を取った上で実施すること。
- オ 各業務完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。
- カ 本事業の実施に当たっては、都、山形県双方の観光産業振興に資するよう、専門的な知見を踏まえ、運営すること。
- キ 本事業で制作するコンテンツについて、施設やイベント等の主催者等への掲載許諾取得、掲載前の内容確認等を行うこと。
財団・都及び山形県と調整の上、取材する箇所には連絡・調整を行い、掲載・撮影許可を得ること。その際、取材先に提出する書類等がある場合は、事前に財団の承認を得ること。
- ク 取材に係る一切の手配（交通、宿泊、食事等）を行い、それらに係る費用は全て本委託費に含めること。
- ケ 写真や動画使用に当たっては、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は本委託費に含めること。
- コ 都、財団及び山形県が発信するプレスリリースについて、掲載する画像・写真等の提供を行い、情報を発信すること。
- サ 全ての業務において、中立性に配慮し、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- シ 本事業で制作するコンテンツ等の掲載内容について、都、財団及び山形県における広報・プロモーション活動における二次利用を想定している。映像、イラスト、写真、音楽、出演者等、第三者が権利を有するものを使用する場合、少なくとも、令和 9 年 3 月 31 日までは使用できるようにしておくこと。
- ス 「7 委託内容」に記載の各媒体に掲載するに当たって、トンマナや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。また、掲出前には、都、財団及び山形県に原稿や画像等の確認をとり、各者からの指示に従って修正に対応すること。なお、確認・修正期間には十分余裕を持つこと。

7 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、次の事業を企画し、円滑かつ効果的に実施・運営すること。

(1) 国内女性誌の記事広告出稿

以下の記載を踏まえて、適切な媒体を選定の上、記事広告出稿を 1 回以上実施すること。
媒体は紙媒体を想定している。

ア ターゲット層

国内の個人旅行者又は旅行関心層

イ 記事内容

東京と山形県の対照性又は親和性のある観光コンテンツを取り上げて、効果的に東京と特に山形県の観光の魅力を発信すること。東京からのアクセス、山形県内の周遊の参考になる情報も掲載すること。

ウ 使用言語：日本語

エ ページ数：見開き 1 ページ程度

(2) 公式サイト運営管理及び情報発信の実施

ア サイト移管・引継ぎ

既存の公式サイトを前年度の受託事業者から引継ぎ、運営管理を行うこと。コンテンツ、デザイン、構成及び機能を含む仕様全般について、原則として従来のものを引継ぐこととする。

システム等の移管作業が必要な場合は令和 8 年 4 月 30 日までに移管を終えて、受託者の管理においてサイト公開を完了すること。また、移管作業期間中に既存サイトの掲載情報に修正・更新があった場合は、公開後、速やかに対応すること。なお、引継ぎに係る一切の費用を本委託費に含めること。

イ サイトの更新及び運営管理

(ア) サイトコンセプト

「5 対象市場・ターゲット」に則って、東京と山形県の観光の魅力を発信することにより、国内外から山形県を訪問することを促す。

(イ) 言語：日本語及び英語

(ウ) デザイン・構成

- a ウェブサイトの訴求力向上を目的とし、直帰率の低下と回遊性の向上を図る構成を意識したサイト制作を行うこと。
- b PC、スマートフォン、タブレット等の様々な端末機器による閲覧を考慮したレスポンシブ Web デザインとし、特にスマートフォンからのアクセスを意識したデザイン・サイト構成とすること。一般的なブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari、Firefox 等）で表示が崩れないよう、十分に表示確認を行うこと。

(エ) コンテンツの制作・更新

以下のコンテンツを追加すること。

a 記事ページの追加（日本語・英語共通）

国内外からの女性旅行者を対象とした記事ページを新たに制作し、掲載すること。記事の内容として「7 委託内容（6）旅行会社の招聘によるファムトリップの実施）において訪問する観光スポットを取り上げること。

記事のテーマ、掲載する情報や時期については事前に財団の確認を経て決定すること。

b トップページメインビジュアル更新

年間 4 回程度、季節に合わせた訴求力のある画像に変更すること。

c 「ニュース」欄の更新

東京と山形県の最新ニュースについて、随時掲載を行うこと。季節ごとの山形県内のイベント情報発信も「ニュース」欄において随時行うこと。

更新回数は年間4回程度を想定している。

d バナー制作、リンクの追加

都・財団及び山形県が指定するページへのリンクバナーをページ内に新規設置、又は既存掲載内容の修正を行うこと。設置するリンクバナーは必要に応じてサイト掲載に則したサイズ等に調整すること。

なお、都・財団及び山形県が所有する公式観光サイト等に本サイトへのリンクを掲載する可能性があるため、都・財団及び山形県の要請に従い、必要に応じて本サイトへのリンクバナーをデザイン・制作すること。

また「7 委託内容（1）国内女性誌の記事広告出稿」及び「（5）東京スカイツリータウン®におけるPRイベントの実施」で連携する媒体やSNS等へのリンクバナーを適宜設置すること。

e KPI の設定

ウェブサイトのPV数のKPIは20万PV以上とすること。

ウ システム・サーバー等の保守・運用管理

- (ア) ウェブサイトは受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。
- (イ) サーバーを設置するデータセンターは、障害発生時は24時間受付可能な体制とすること。また、リアルタイム監視・検知サービスを導入し、サーバーを常時監視する体制とすること。なお、導入するサービスについては、一般的なサーバーエラーに対して、24時間対応できるものとする。
- (ウ) 24時間365日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- (エ) システム等（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や修正等軽微なもの）を本委託費内で行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。
- (オ) 原則、サイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- (カ) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のため不正アクセス自動検知システムを利用すること。また、データ書換えの検出・通知設定を行うこと。
- (キ) サイト公開前に脆弱性診断を行い、必要な改善を行ってから公開すること。
- (ク) サイト全体に対して、常時SSL化の対応をすること。SSL証明書の有効期限の1ヵ月前までに更新の申請を行うこと。
- (ケ) サーバーは、本仕様の内容を満たす適切なものを用いること。

エ cookie 同意ツールの導入・管理等

改正個人情報保護法、GDPR（EU 一般データ保護規則）その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie同意ツールを導入（選

定、設定、実装を含む。)し、管理(同意ログの保存、バナー表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む。)すること。作業に当たっては、受託者自ら最新の情報収集に努めること。

当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は受託者の負担とし、本委託費に含めるものとする。

なお、ツールの利用及び他サービスとの連携に際しては、必要に応じて財団と協議の上、当該連携先との調整を含め、適切に対応すること。

オ 英語への翻訳

英語ページの作成にあたり、以下のとおり、翻訳の品質管理を行うこと。

- (ア) 翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- (イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
- (ウ) 固有名詞の表現等については、公式に使用されている英語表現に留意して翻訳を行い、財団に確認すること。
- (エ) 翻訳結果について問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や、翻訳者及びネイティブチェッカーの改善を指示することがある。

カ サイト改善施策

オーガニック流入、回遊率、滞在時間の改善を促すような効果的な施策を企画し、実施すること。なお、SEO 対策などアクセス件数の向上に関しては、アクセス解析結果を踏まえて実施すること。

また、毎月アクセス解析を行い、ウェブレポートを財団に提出すること。

キ その他

- (ア) コンテンツ作成に当たり、山形県や観光施設等を含む関係各所への情報・画像の提供依頼、情報収集、内容確認及びテストページ確認依頼等を行うこと。
- (イ) 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトの問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し、適切な対応をすること。
- (ウ) 今後もコンテンツを追加することを前提に、ウェブサイトの運営を行うこと。
- (エ) 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。引き継ぎを含むこれらの業務に係る経費は、本委託費に含まれるものとする。
- (オ) 別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(改訂版)」を参照の上、観光情報ウェブサイトとして必要と思われる項目については同ルールに準拠すること。
- (カ) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。

①調査依頼への協力

財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的協力すること。

②調査実施後の指摘事項の対応

指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し、必要な措置をとること。

(3) オンライン広告の実施

公式サイト等への誘因を目的として、ターゲット層に対し効果的な訴求となるよう、以下に留意してオンライン広告を実施すること。

- ア 公式サイトのコンテンツ更新時期を踏まえ、日本語ページ、英語ページそれぞれにおいて広告配信に最適な時期と内容を検討し広告配信プランを設計すること。
- イ 発信力、影響力、拡散力を考慮し、効果的な広告媒体を選定して配信すること。媒体として、インスタグラム等の SNS 広告、Google 広告、バナー広告等を想定している。
- ウ 広告配信に当たっては、各広告の入稿規定に沿うように素材を準備して、配信すること。
- エ 広告に必要となるバナーやテキスト等の素材は受託者が制作すること。受託者は制作にあたり必要な権利処理等についても行い、係る費用は本委託費に含むこと。
- オ 広告配信媒体の性質に応じて、インプレッション数、エンゲージメント数、リンクのクリック数等、可能な限り細分化して KPI を設定すること。設定した KPI に対して、効果測定・考察入りレポートを提出すること。(広告配信開始後は、毎月レポートを提出すること。)

(4) インフルエンサーを活用した SNS による情報発信

「Instagram」や「YouTube」等の SNS (TikTok は使用しないこと。) にて旅行・観光等に特化した発信を行っているインフルエンサーを招聘し、以下の記載を踏まえて、東京と山形県の観光促進につながる情報発信を行うこと。投稿を閲覧したインフルエンサーのフォロワー等が、山形県への訪問に興味を持ち、かつ山形県への旅行に誘引することが期待できる内容とすること。

項目	内容
ターゲット層	欧米豪の旅行関心層及び旅行者
招聘人数	在京外国人インフルエンサー 1 名以上
使用言語	英語
発信テーマ・内容	・東京と山形県の双方の観光の魅力。 特に東京と山形県を巡る観光ルート、お勧め観光スポット、東京と山形県相互のゆかりのあるスポット等について、歴史的背景や文化にも触れて、テーマ性を持って発信すること。 ・招聘（取材）行程に基づく東京と山形県のモデルコースに関する発信を行うこと。 ・投稿は複数回行うものとし、うち、少なくとも 1 回以上、動

	画を活用した発信を行うこと。 ・いずれか1種類以上の SNS 媒体での発信を必須とするが、被招聘者が複数の SNS 媒体を有する場合は、複数媒体での発信が望ましい。
被招聘者の選定条件	・東京又は国内在住経験が通算1年以上あること。 ・ターゲット層に対し、東京と山形への訪問意欲を喚起し、具体的な旅行行動を促進するような発信力・影響力を有すること。 ・本事業の主旨を踏まえ、事前準備や事後報告を含め協力的に対応できる人物であること。 ・都・財団又は山形県が行う広報・プロモーション活動におけるプロフィール、顔写真、招聘旅行中撮影した写真等の情報公開の承諾を得られること。

(5) 東京スカイツリータウン®における PR イベントの実施

ア 実施時期・期間等

令和8年9月5～6日 計2日間。

イベントの開催時間は東京ソラマチの営業時間を基本とする。

イ ターゲット

国内及び海外からの東京スカイツリータウン®来訪者

ウ 実施場所

東京ソラマチ 東1階エントランススペース及び地下3階エントランススペース

※受託者は財団の指示により、会場施設の使用に関する契約・支払等の手続きを行うこと。なお、会場施設の使用料も本委託契約に含む。実施スペースに関する詳細は以下サイトを確認すること。

<https://www.tobu.co.jp/pdf/corporation/eventAd.pdf>

エ PR テーマ

- ・PR イベントのテーマを『食』と『おくのほそ道』とし、東京、山形の観光案内パネル展示、PR 資料の作成・配布、特産品のサンプリング等により東京と山形双方の観光の魅力をPR すること。なお、英語での情報発信も行うこと。
- ・PR 内容には、2025 年 10 月 21 日に『ナショナル ジオグラフィック (National Geographic)』が発表した『Best of the World 2026』に選出された山形県のスポット、東京と山形県双方にゆかりのある松尾芭蕉『おくのほそ道』に関連するスポットを組み込むこと。

オ 会場のデザイン・レイアウトについて

来場者のニーズを考慮の上、より多くの来場者に東京と山形双方の観光の魅力を伝え、訪問意欲を掻き立てるようなレイアウト・デザインとすること。

- ・会場内の回遊性が向上するよう工夫すること。
- ・イベントを通じて、実際に東京と山形県へ旅行したくなるような工夫を行うこと。
- ・財団から貸与・配布する端末機器等の設置等やその PR についての要請があった場

合、調整すること。

カ 実施内容

- ・開催前にイベント集客のための告知やプロモーションを行うこと。
また、公式ウェブサイト上において本イベント情報を掲載すること。
- ・PR 用ブースを設置し、東京と山形県の魅力を PR すること。
- ・山形県のご当地キャラクター等による盛り上げや映像による PR など集客につながる施策を実施すること。なお、映像の制作は妨げないが、必要に応じて別途財団から提供する。
- ・東京ソラマチ内の飲食店舗の協力を得てコラボ企画を実施し、本イベント集客を促進するとともに相乗的に盛り上げる取り組みを工夫すること。
- ・イベント会場来訪者にアンケートの実施及び景品の提供を行う等イベントへの参加促進施策を実施すること。景品は本事業の趣旨に沿った内容とし、金券類は用いないこと。

キ 運営

- ・来場者の安全性を確保し、かつ丁寧な対応ができるようにスタッフの配置、管理、指導を行うこと。また英語対応が可能なスタッフを常に 1 名以上配置すること。
- ・運営マニュアルを作成すること。マニュアルには、緊急時の対応についても含むこと。
- ・東京ソラマチ内飲食店舗とのコラボ企画及び食材仕入れについて
 - (ア) 山形県の PR につながる食材を選定すること。選定に際しては、財団と協議の上、決定すること。
 - (イ) 東京ソラマチ社及び飲食店舗と交渉し、限定感や話題性のあるメニューにすること
 - (ウ) 食材に関わる仕入れに当たっては買い取りを原則とし、運搬等諸経費を含め 100 万円以内とすること。
 - (エ) 東京ソラマチ社と協議の上、コラボ企画の告知・プロモーションを行うこと。
 - (オ) コラボ企画の実施期間は、イベント PR の 2 日間を含む複数の日程も可とする。
- ・イベント終了後、イベントのおおよその集客人数をカウントし、財団に報告すること。カウント方法については、事前に財団の承諾を得ること。

ク その他

イベント名称等を作成する際は、同一・類似の登録商標の有無を事前に確認すること。

(6) 旅行会社の招聘によるファミトリップの実施

ア 目的

東京を拠点とするインバウンド旅行取扱事業者を招聘し、アドベンチャーツーリズムをテーマとして、山形県内の観光施設や体験アクティビティ（例：出羽三山での精神文化・自然体験など）を含む観光コンテンツや飲食・宿泊施設の視察旅行を実施すること。

山形県内の観光の魅力の認知拡大を図るとともに、旅行商品の造成を目的とする。また、アンケートを実施することで、山形県内の観光関連事業の活性化に活かす。

イ 実施時期・期間及び主な視察場所

東京を出発地として山形県内において2泊程度宿泊し、県内を視察する2泊3日程度の行程。実施時期及び山形県内の視察場所については、山形県と協議の上、最終的な決定とすること。なお、行程の手配及び運営が円滑に進められるよう、早めに決定できることが望ましい。

ウ 被招聘者の選定

本事業趣旨及び上記「ア 目的」を踏まえて、欧米豪からのインバウンド旅行者を対象とする旅行商品を取り扱う東京に拠点を置く旅行会社1社2名程度、又は2社から各1名程度を選定すること。東京に拠点を置く旅行会社に所属していれば、被招聘者の国籍及び居住地は問わない。

選定に際しては、複数の候補を上げること。また、都・財団及び山形県が行う広報・プロモーション活動におけるプロフィール、招聘旅行中に撮影した写真等の情報公開の承諾を得られること。

エ 被招聘者の参加調整

被招聘者選定後、被招聘者の参加に係る調整を行うこと。

- ・事務局を設置し、各被招聘者の情報の集約と管理を行うこと。事務局は英語等の被招聘者の使用言語により、被招聘者に対する事前説明から招聘実施後のフォローまで一貫して行うこと。
- ・被招聘者に対して招聘を通知する文書や、参加要項、キャンセルポリシーを含む参加条件・規約、申込用紙、個人情報の取り扱いに係る文書、実施後アンケート等の必要書類を用意すること。書類は、被招聘者の使用言語に応じて、ネイティブチェック及びリーガルチェックの入った外国語版を用意すること。また、被招聘者から参加・承諾について必要な同意書等の提出を受けること。
- ・招聘に際して必要な諸手続き（保険加入等）及び連絡調整を行うこと。
- ・行程開始前にオリエンテーションを実施し、本事業の目的や行程等について説明・確認すること。
- ・食事制限やタトゥーの有無、禁煙・喫煙の希望等、行程上、配慮すべき点を事前に確認し、旅行中に支障がないよう準備・調整すること。

オ 視察旅行の企画・手配・実施

(ア) 行程の企画・作成

- ・行程の作成について

東京を起点とした山形県内の視察行程を作成すること。各スポットにおける適切な滞在時間及び移動時間を算出すること。

- ・視察先の選定について

前項アに記載の「目的」に沿って、本事業のターゲット層に対して、テーマやストーリー性を持たせ、訴求力の高い構成・コンテンツを工夫して選定すること。視察先及び行程は都・財団及び山形県の最終的な確認を経て決定する。

(イ) 行程の手配及び運営

行程に含まれる観光施設、移動手段、食事施設、宿泊施設等、行程において必要と

なる全ての手配を行い、円滑に運営すること。

なお、都・財団及び山形県の職員（計１～２名程度）が一部行程に同行することがある。その場合は、必要な手配を行うこと。この同行に係る施設入場料や食事代等の費用は本委託費に含まないものとする。

(ウ) 視察先との調整について

- ・視察における各施設の入場料や体験料等は、通常料金を基本とするが、視察先の担当者に対して本事業の主旨を説明し、特別料金若しくは無償等による協賛を得られる場合には、都・財団及び山形県と協力して交渉すること。
- ・視察時の注意事項を事前に確認し、必要に応じて被招聘者による撮影及び SNS や Web サイトによる情報発信の許諾及び条件確認等を行うこと。
- ・専門的なガイドや施設関係者等による案内・説明が可能である場合は、当日の立ち合いの交渉・手配を行うこと。また、商品造成のために有効な体験プログラムがある場合は調整・手配を行うこと。
- ・旅行商品造成のために、施設側の担当者と面識を得られる機会をできるだけ設けること。また、必要に応じて、山形県内の旅行及び観光関連事業者との面談あるいは商談の場を設けること。
- ・日程連絡、当日の流れ及び営業状況の確認、到着・利用時間の連絡等、綿密に連絡を取り、スムーズに視察できるように準備調整すること。

(エ) 宿泊施設の手配について

山形県ならではの滞在を楽しむことができる旅館・ホテル等の宿泊施設を選定すること。被招聘者に応じて、適切な料金設定やカテゴリの施設とすること。客室は１名１室利用とする。温泉等の入浴施設は個人利用できるとなると良い。

(オ) 食事の手配について

本事業目的を踏まえて、朝食（宿泊施設による提供可）、昼食、夕食それぞれ被招聘者の取扱い商品及び当該市場の特性を考慮して適切な食事場所を選定し、予約・手配すること。

被招聘者の体調管理や体力面での負担軽減も考慮して、食事の種類のバランスをとること。また、宿泊施設での夕食も可とする。食事中的ドリンク代も委託料に含むこと。予約の可否や収容人数、食事制限への対応状況等の情報を事前に確認して提供すること。

(カ) 交通の手配について

都県間の移動に係る公共交通機関（航空便又は鉄道）の予約・手配を行うこと。なお、各交通手段については、エコノミークラス、普通車又はグリーン車ないしそれに相当するクラス（ある場合は指定席）を手配すること。

(キ) 移動車両（ドライバー含む。）の手配について

被招聘者及び同行者（通訳ガイドと旅程管理者、都・財団及び山形県の同行者）全員が余裕をもって着席できる移動車両を手配すること。スーツケース等の荷物の載せ込みも考慮し、全行程において必要な車両を全て手配すること。

(ク) 有資格の全国通訳案内士（英語）（以下「通訳ガイド」という。）の手配

必要に応じて、以下の記載を踏まえて、帯同する通訳ガイドを手配すること。「全国通訳案内士」の有資格者であることが望ましいが、候補者の業務経歴を示した上で、財団の確認を得て決定するものとする。

- ・ 行程上の全ての観光地、訪問施設等に関する十分な説明及び視察先関係者と被招聘者との会話の円滑な通訳が可能であること。
- ・ 視察先の訪問経験があり、本事業に類似した視察を目的としたガイド経験が豊富であることが望ましい。
- ・ 通訳ガイドと事前打ち合わせを行い、本事業の主旨を説明し、通訳ガイドは本ファミトリップにおける役割を明確に理解した上で業務に当たること。

(ケ) 旅程管理

- ・ 通訳ガイドとは別に1名以上の旅程管理者が常に招聘旅行に同行し旅程を管理すること。被招聘者の健康と安全が確保されるように配慮し、状況に応じて臨機応変に旅程の調整及び必要となる連絡調整に対応すること。
- ・ 招聘旅行実施中は毎日、旅行開始の連絡を財団宛てにメール等で行うこと。また、各日の終了時には、当日の実施状況や被招聘者の様子等を財団宛てにメール等で簡易報告すること。
- ・ 財団、都と山形県の連絡体制を整えて、必要に応じて速やか連絡調整すること。

(コ) 保険加入

被招聘者に対し、自宅を出発してから帰宅するまでの間、十分な補償を受けられる保険を手配し、加入手続きをすること。

少なくとも傷害死亡、傷害治療、疾病治療、賠償責任について補償している保険に加入すること。

(サ) 行程表及び緊急連絡先リストの作成

訪問先、関係者及び施設等の連絡先、同行者、手配状況等の詳細を具体的に記載した行程表を作成し（必要に応じて英語版も作成）、財団、都及び山形県に確認した上で、被招聘者に招聘旅行実施前に配布すること。最終行程表は出発2週間前を目途にできるだけ早く準備すること。

招聘開始前には、旅行中の緊急連絡体制図を作成し、実施前に配布すること。

カ 被招聘者及び視察先に対するアンケートの実施

以下に記載のとおり、アンケートを実施し、回答を回収、集計・分析して、財団に提出すること。

(ア) 被招聘者に対するアンケート

①実施時期：ファムトリップ終了時

②内 容：招聘旅行全体の行程及び各視察先に関する評価とコメント等。各視察先や山形県が今後の PR や施設運営に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。

③提出期限：招聘旅行実施後 2 週間後（目途）

(イ) 視察先に対するアンケート

①実施時期：ファムトリップ実施後、一定期間を設けて適宜実施

②内 容：被招聘者アンケート結果のフィードバックに対する対応状況等（コンテンツの改良、新たな工夫など）

キ 被招聘者に対する商品造成に関するフォローアップの実施

ファムトリップ実施後、一定期間を設けて適宜、被招聘者から商品造成状況の報告を受けるとともに、KPI 達成に向けて必要なフォローアップを行うこと。進捗状況を財団に報告すること。

(7) 効果測定及び報告

（1）から（6）までの各事業において適切な KPI を設定の上、進捗及び達成状況を適宜報告すること。

設定した各 KPI 達成に向けて、広告配信プランの調整やコンテンツ等の改善、各種フォローアップ等を実施すること。

8 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙 2 「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

A 4 版、横書きカラーで作成の上、電子データを納品すること。目次、体裁、提出期限等は事前に財団の承諾を得て作成すること。

効果測定の報告及び各事業の実施状況がわかるように適宜画像及び文書による報告書を作成すること。また、掲出した記事広告をクリッピングすること。

画像等を別紙として提出することも可とする。

ウ 成果物の提出

本事業における成果物を納品すること。「7 委託内容（1）国内女性誌の記事広告出稿」については、広告を掲出した雑誌等を各 5 部納品すること。電子データがある場合は、あわせて納品すること。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

1 0 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

1 1 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作人人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作人人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)～(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

1 2 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」（※1）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」（※2）に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

※1：https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

※2：https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報には以下を想定している。

- ① 「7. 委託内容 (1)、(2)、(4)、(6)」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報(所属、氏名、連絡先等)及び、受託者が収集する取材先関係者、招聘旅行参加者等の情報(所属・役職・氏名・連絡先等)
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)も①と同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(※3)及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)に定められた事項を遵守すること。
- ※3：https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf
- ※4：https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260130.docx
- また、「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1.4 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議の上、実施すること。また、本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。
- (3) 契約満了若しくは契約解除により新規受託業者への業務引き継ぎが完了した場合には、業務に関する情報、データ、資料等は適切に破棄・消去すること。
- (4) 本事業の委託者は財団であるが、実施に当たって発生した問題は受託者が責任をもって対応すること。
- (5) 天変地異、政治・社会情勢の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途その内容に則って代金を支払う。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本委託契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合

において、令和 8 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課
TEL：03-5579-2683